

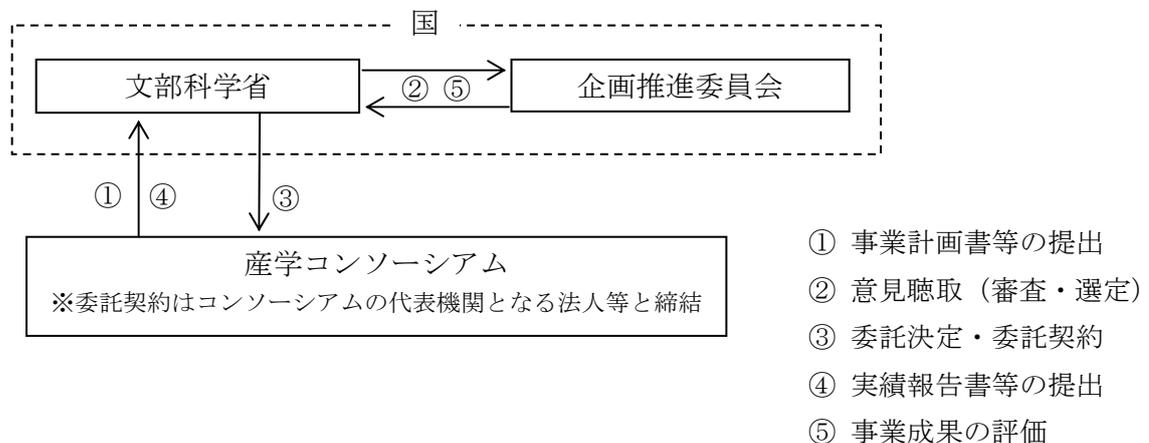
「成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業」の実施について (運用指針) (案)

1 趣旨

「成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業」実施委託要綱に基づき、委託先が事業を実施するために必要な細則について、本運用指針において定める。

2 事業の構成と実施体制

(1) 事業の構成



(2) 実施体制

各分野の産学コンソーシアムは、当該成長分野においては中核的専門人材養成に関する取組を行うものとし、専修学校、高等専門学校、大学等の教育機関、業界団体・企業、その他関係機関による連携組織であること（県域を越えた活動をするなど広域的な組織とする）。

なお、必要に応じて、職種別や各種テーマごとの下部組織等を設置することもできるものとする。

3 委託内容

各成長分野における取組を先導する産学コンソーシアムを組織化し、中核的専門人材養成のための新たな学習システムの在り方について検討するとともに、当該学習システムを推進するための基盤を整備する。

(1) 推進する分野

環境・エネルギー、食・農林水産、医療・福祉・健康、クリエイティブ（コンテンツ、デザイン・ファッション等）、観光、ITなど

新たな学習システムの基盤の整備とは

教育プログラムの開発等が個々の学校で行われることを前提とした、

- 産業界等のニーズを踏まえた人材養成策の策定
- 各分野における教育の質の向上・保証の仕組みづくり
- 社会人等が学びやすい学習システムの導入促進（「学習ユニット積上げ方式」によるアクセスしやすい学習環境の提供等）に関する取組 等

(2) 委託事業の対象

[産学コンソーシアムの具体的な取組例（案）]

① 成長分野の人材養成を巡る様々な課題についての研究協議

- 育成すべき人材像の設定と人材養成の課題の明確化
- 実践的な知識・技術及び問題解決能力や応用力など産業界等が求める能力や資質を体系的に把握
- 我が国における社会的要請や、政策課題との関係性

② 各分野における職業実践的な教育の質の向上・保証に資する取組の推進

- 共通的な到達目標や各分野で求められる知識・技術に関するモデル・カリキュラム基準、達成度評価指標の構築
- 教育機関・産業界等のインセンティブとなる成果の把握・分析・評価のあり方
- 事業終了後の成果等のフォローアップ体制や、他の教育機関への波及効果を高める仕組みの構築

③ 社会人等の実践的な職業能力を育成する効果的な学習体系の構築

- 学習者が修得した知識・技能が社会で評価・認知され、就業や社会参加等の場面で生かされるための、修得した知識・技能を評価する仕組みの構築
(例えば
 - ・産業界、複数学校種等が参加する「学習ユニット積み上げ方式」の試行導入、組織的な教育活動の第三者による評価体制の構築
 - ・社会人等向けの短期教育プログラムの開発・モジュール化の促進や、これらの教育プログラムの積み上げにより正規課程の修了につなげることのできる仕組みの構築 など
- キャリア段位制度や、ジョブ・カード制度との連携などを通じた職業に必要な知識・技術と教育プログラムとの対応関係の明確化

※ 本年度は、原則、産学コンソーシアムにおいて上記のような方策のあり方について、報告をまとめることとする。

※ 上記①～③の他、産学コンソーシアム内や各産学コンソーシアム間における情報交流と情報発信を円滑に行うとともに、事業成果のアーカイブ等を行うための「産学連携支援サイト」を構築する（産学コンソーシアムのうち、1ヶ所に委託）。

4 事業の実施要件

- (1) 実施事業の達成目標や、その実現に向けた方法が明確であること。
- (2) 専修学校、高等専門学校、大学等の教育機関、業界団体・企業、その他関係機関による連携組織（県域を越えた活動をするなど、広域的な組織とする。）であること。
同一学校法人、関連団体・企業のみによる申請は不可とする。
- (3) 事業を的確に遂行するために必要な実施体制（組織・人員及び設備など）が確保できること。
- (4) 文部科学省の必要とする措置、経理及びその他の事務を適切に処理できる体制であること。
- (5) 産業界や社会の人材ニーズなどが十分に把握・分析され、それらニーズ等を踏まえた事業の具体的な取組や、実施のための体制・役割分担等が具体的であること。
- (6) 本事業の趣旨に合致するテーマを提案し、定められた予算と事業期間の範囲内で事業を実施し、目標とする成果をあげられること。
- (7) 事業期間終了後における、成果の活用方法が明確であり、自立的かつ発展的な運営を行うための計画が明確であること。
- (8) 事業を通じて得られた成果について、報告書の作成等、積極的に社会へ情報発信・普及するための方策が明確であること。

5 委託経費

- (1) 文部科学省からの委託費の支出は、文部科学省官署支出官から委託先の代表者に支出する。
- (2) 事業を実施するにあたり、契約締結及び支払いを行う場合には、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、経費の効率的執行に努める。
- (3) 事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して、当該事業の収入額及び支出額を記載し、委託・補助金の使途を明らかにしておくこと。事業に係る資金の出納については、当該事業専用の口座を設けるなど、現金の流れがわかるようにすること。
- (4) 委託先の法人・団体等の会計担当者とは別に監査人を置き、事業の経理処理についての監査を行うこと。
- (5) 監査人による監査及び文部科学省による実地監査を適切に行えるよう、関係書類（帳簿・領収書等）の整理・保管に遺漏のないようにすること。

- (6) 預貯金により生じた利息については、事業を遂行するために必要な経費に充当すること。
- (7) 委託事業の実施は、委託契約締結日以降とする。
- (8) 所要経費の費目ごとの用途は、別紙1「所要経費の用途区分」に示した内容に基づくこととし、不明な点がある場合は、文部科学省生涯学習政策局担当課と協議すること。
- (9) 事業の積算に当たっては、別紙2「単価表」に定める単価を基準として使用すること。なお、このほか法人・団体が定めている謝金等の単価など、別に支出根拠となりうる単価がある場合においては、それらを用いて積算することも可とするが、基準単価と比較し、高額とならないようにすること。
- (10) 事業計画書（様式1）、実績報告書及び収支精算書（様式2）等必要書類の提出にあたっては、同一の印鑑を使用すること。

【本件照会先】

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第二係

TEL : 03-5253-4111（内線 2938）

FAX : 03-6734-3715

E-mail : syosensy@mext.go.jp